

議案第 1 号

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 13 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

杉並区個人情報保護条例（昭和 61 年杉並区条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 15 条の 2 中「第 19 条第 13 号」を「第 19 条第 14 号」に改める。

第 20 条第 1 項第 4 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 24 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例で定める個人番号を利用することができる事務に係る情報提供等記録を訂正した場合の手続を定める等の必要がある。

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項_____に規定する_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
(7) 略	(7) 略
(管理特定個人情報の提供に係る報告)	(管理特定個人情報の提供に係る報告)
第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第14号の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供(本人の同意があるものを除く。)について準用する。	第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第13号の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供(本人の同意があるものを除く。)について準用する。
(消去請求権者)	(消去請求権者)
第20条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の消去の請求(以下「消去請求」という。)をすることができる。	第20条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の消去の請求(以下「消去請求」という。)をすることができる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

(4) 番号利用法第29条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル（個人情報ファイルであつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。）に自己に関する特定個人情報が記録されているとき。

2 略

(決定後の手続)

第24条 略

2 略

3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

(4) 番号利用法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル（個人情報ファイルであつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。）に自己に関する特定個人情報が記録されているとき。

2 略

(決定後の手続)

第24条 略

2 略

3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は_____情報提供者_____（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項_____）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。